

※ 本仕様書は、「胃内視鏡検査あり」「胃内視鏡検査なし」共通の仕様書です。

※ 「胃内視鏡検査なし」の実施機関については、胃内視鏡検査に関する部分を除きます。

仕様書

1 業務名称

がん検診等業務委託（概算契約）

2 業務内容

(1) がん検診

- ア 男性がん検診セット【49歳以下】：胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、骨量検査
- イ 男性がん検診セット【50歳以上】：胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、骨量検査
- ウ 女性がん検診セット：胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、骨量検査
- エ 咳痰細胞診検査（50歳以上で喫煙指数【1日本数×年数】600以上の者）

(2) 肝炎ウイルス検査

- ア HBs 抗原検査、HCV 抗体検査
- イ HCV 核酸増幅検査（HCV 抗体検査の結果、中力価または低力価と分類された場合）

(3) 腹部超音波検査

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

4 検診実施予定日

令和6年7月1日から令和7年3月31日

5 受診対象者及び受診予定者

大阪市職員共済組合（以下「発注者」という。）の組合員（任意継続組合員を含む。）を受診対象者とする。このうち、発注者が指定する申込期間内にがん検診、肝炎ウイルス検査、骨量検査及び腹部超音波検査を実施機関（以下「受注者」という。）に申込んだ者を受診予定者とする。

ただし、受診時に資格を有さない者は受診できない。

6 受診予定者数（1実施機関あたり）

(1) がん検診

- ア 男性がん検診セット【49歳以下】 500人
- イ 男性がん検診セット【50歳以上】 700人

ウ 女性がん検診セット 800 人

エ 咳痰細胞診検査 120 人

(2) 肝炎ウイルス検査

ア HBs 抗原検査、HCV 抗体検査 1,300 人

イ HCV 核酸増幅検査 10 人

(3) 腹部超音波検査 1,300 人

※ 上記の受診予定者数は概数であり、申込の状況等により増減することがある。

※ 受注者は、1実施機関において 2,000 人以上受入れることが可能であること。

【「胃内視鏡検査あり」のみ】

※ 胃内視鏡検査を実施する受注者は、胃内視鏡検査について、年間 400 人以上（精密検査としての実施を除く）の検査を実施していること（令和 6 年度から実施予定の場合は、年間 400 人以上検査可能な体制を有していること）。

7 検診項目・対象者・自己負担金等

検診項目、対象者及び自己負担金等については、別紙 1 「がん検診申込種別・検診種別・対象者等一覧」のとおりとする。

8 委託業務の範囲

本委託において実施する業務の範囲は、次のとおりとする。

なお、本仕様書において別紙で指定している提出物については、指定のとおりに作成するものとし、様式等の変更はしないこと。

また、個人情報が含まれる提出物には必ずパスワードを設定のうえ提出することとし、メールで提出する場合はフリーメールを使用しないこと。

(1) 受診の受付及び検診受診日の決定

受注者は、次の留意事項を確認のうえ、申込受付期間の令和 6 年 4 月 1 日(月)から令和 6 年 5 月 31 日(金)までの間に電話による申込を受付ける。また、電話と併用できる場合にのみメールや WEB 等での申込受付も可能とする。メールや WEB 等による申込方法の詳細については、発注者と協議して決定する。

なお、受入枠に空きがある実施機関において、追加申込みを行う。詳細は「13 追加申込みの実施」を参照すること。

(留意事項)

【共通】

ア 受注者は、組合員の利便性に配慮し、勤務時間外等（平日の 12 時から 13 時までの間、土曜日、夜間等）も受付可能な体制を整えること。また、複数回線による受付体制を整えるように配慮すること。

イ 受診の受付は、原則組合員本人分のみの申込を受付けることとし、同時に他の複数の組合員分の申込を受けないこと。ただし、障がい等により本人が電話

での申込みが困難な場合等はこの限りでない。

- ウ 受注者は、当初決定する受診予定日について、令和7年2月までとするなど、受診予定者が多少の日程変更をした場合でも、令和7年3月末までに受診できるように配慮すること。
- エ 受注者は、受付の際に、次の項目について聴取、記録する。
- (ア) 組合員証記号・番号
- (イ) カナ氏名、生年月日、性別、令和6年4月1日現在の年齢、自宅住所及び昼間の連絡先電話番号
- (ウ) 受診を希望する申込種別（別紙1「がん検診申込種別・検診種別・対象者等一覧」を参照。肝炎ウイルス検査および腹部超音波検査は、各種がん検診セットを申込んだ者のみ追加できることとする。）
- (エ) 受診希望日時
- オ 子宮頸がん及び乳がん検診は女性組合員を、前立腺がん検診は50歳以上の男性組合員を対象としており、受診要件を満たしているか留意すること。
- カ 腹部超音波検査について、受注者は、受診予定者が腹部超音波検査を希望する場合、可能な限り実施すること。
- キ 受診予定者に対し、検診受診日に組合員証及び自己負担金（自己負担金のある組合員のみ）を必ず持参するように説明する。
- ク 受診予定者から受診日程の変更またはキャンセルの申し出があった場合は、受注者と受診予定者の間で速やかに調整する。
- ケ 男性がん検診セット【49歳以下】、男性がん検診セット【50歳以上】、女性がん検診セットのうち、組合員が受診を希望しない検診種別の申し出がある場合、受注者は受付けること。

【「胃内視鏡検査あり」のみ】

- コ 胃内視鏡検査については、50歳以上の組合員を対象としており、受診要件を満たしているか留意すること。なお、50歳以上の組合員は、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のどちらか一方を選択して受診することとし、両方を受診することはできない。
- また、胃内視鏡検査を実施する受注者は、受診予定者が胃内視鏡検査を希望する場合、可能な限り実施するよう配慮することとし、実施困難な場合は、胃部エックス線検査への変更を促すように配慮すること。検診受診日について、原則同一日に全検診種別を実施すること。（ただし、胃内視鏡検査の受診、またはやむを得ない事情により検診受診日が2日以上になる場合を除く。）

(2) 受診予定者リストの作成

受注者は、申込受付後、別紙2「がん検診受診予定者リスト」（Excel形式）を作成し、発注者へ次の提出期限までにメールまたはCDにて提出する。

また、受注者は、発注者による受診予定者の資格確認後、記号・番号・氏名・生年月日等の資格情報に誤りがあった場合、正しい情報を受診対象者に確認し、受診予定者リストの修正を行い、「(3)受診予定者への事前通知」による通知までに受診予定者リストを完成させる。

提出期限：令和6年6月7日（金）

(3) 受診予定者への事前通知

受注者は、発注者による受診予定者の資格確認終了の連絡後、遅くとも検診受診日の2週間前までに各受診予定者あて文書で事前通知をする。

事前通知には、次のア～キの項目を記載し、問診票、その他検診に必要な物品を同封すること。ただし、喀痰細胞診検査の検査容器は、電話申込時に対象者から喫煙指数を確認し、同検査の該当となるものについてのみ送付可能とし、これによらない場合は、検診受診当日の質問（問診）の結果により対応することとする。

なお、受注者は事前通知等、受診予定者に送付する書類及び物品等一式を、令和6年4月10日（水）までに発注者へ提出して事前の確認を受けることとし、発注者が必要と認める場合は、発注者と協議のうえ、当該送付物の内容を一部変更、修正し、令和6年5月31日（金）までに完成させる。年度内に当該送付物の内容に変更があった場合には、すみやかに発注者へ報告のうえ、再提出する。

また、事前送付物の中に本業務以外の検査についての案内等を同封する際は、本業務の検査項目と混同されないよう、別途有料の検査であることを明記する。

(事前通知記載事項)

ア 受診日時（受付開始時間がある場合は当該時間も記載する）

イ 受付場所

ウ 受診予定検診種別

※肝炎ウイルス検査と腹部超音波検査については、各種がん検診セットと共に申込まれているか確認すること。

※胃内視鏡検査受診予定者には、受診予定検診種別に胃内視鏡検査も記載すること。

エ 検査説明（検査を受ける際の注意事項等）

オ 自己負担金

※胃内視鏡検査受診予定者、腹部超音波検査受診予定者には、自己負担金額を記載するよう配慮すること。

カ 検診受診当日に持参する物の説明

※特に、組合員証及び自己負担金は必ず持参する旨を明記すること。

キ 検診実施場所へのアクセス、地図及び駐車場の有無

(4) 実施場所

本業務を実施する事業所の所在地が大阪市内であり、かつ、大阪市内の同一施設内で、全ての検査項目（胃内視鏡検査を含む）を実施すること。

(5) 資格の確認

受注者は、検診受診当日に窓口において、必ず組合員証の提示を求め、前述(2)で作成した受診予定者リストと突合して資格を確認すること。組合員証の資格を確認せずに、誤って組合員資格のない者を受診させた場合、その費用は発注者から受注者に支払われない。なお、受注者は、組合員証と受診予定者リストに相違がある場合は、速やかに発注者に連絡をし、必要に応じて発注者に受診の可否を確認すること。

(6) 自己負担金の徴収

受注者は、検診受診当日に胃内視鏡検査受診者、腹部超音波検査受診者には自己負担金を徴収し、領収書を発行する。徴収を誤った場合は受注者の責任で対処すること。なお、自己負担金額については、別紙1「がん検診申込種別・検診種別・対象者等一覧」を参照すること。

(7) 検診の実施

受注者は、受診予定者には事前に検査内容の説明を行い、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日付け健発0331058号 令和5年6月23日改正) 及び「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(令和4年3月7日付け厚生労働省告示第62号) (以下「指針」という。) を基本とし、次の留意事項を確認のうえ、別紙1「がん検診申込種別・検診種別・対象者等一覧」の内容に従い実施する。

なお、後述エの業務について、外部へ委託している場合は、委託先においても同様に実施されていることを確認すること。

(留意事項)

ア 実施日について

全ての検診種別の実施日について、女性検診（子宮頸がん・乳がん検診）の実施日を極端に制限する等、組合員の利便性を著しく低下させるようなことがないように、十分に配慮のうえ実施日を設定すること。

イ 各検診の検査機器等の報告について

受注者は、次の項目について、別紙3「がん検診検査機器等報告書」を令和6年4月10日（水）までに発注者へ画面で提出すること。なお、大腸がん検診の検査について外部へ委託している場合は、委託先に確認のうえ記載するこ

と

- ・ 肺がん検診に係る撮影機器の種類等
- ・ 大腸がん検診の便潜血検査キットの種類等、測定方法（用手法もしくは自動分析装置法）、カットオフ値（定性法の場合は検出感度）
- ・ 乳がん検診に係る乳房エックス線撮影装置の種類等

ウ 各検診の質問（問診）について

質問（問診）の内容は、指針の内容に沿ったものであることとし、受注者は原則別紙4「大阪市職員共済組合がん検診問診票」を使用する。なお、別紙4以外の様式を使用する場合は、別紙4の内容を全て含むこと。

【「胃内視鏡検査あり」のみ】

胃内視鏡検査に係る問診の内容は、「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2017年3月1日版」の44ページに記載している内容とすること。

エ 各検診業務の外部委託の報告について

受注者は、次の検査等について、外部へ委託している場合は、別紙5「がん検診外部委託状況報告書」を、令和6年4月10日（水）までに発注者へ書面で提出すること。

- ① 胃がん検診における胃部エックス線の読影（二重読影・比較読影）
- ② 肺がん検診における胸部エックス線の読影（二重読影・比較読影）
- ③ 肺がん検診における喀痰細胞診検査
- ④ 大腸がん検診の検査
- ⑤ 子宮頸がん検診の細胞診判定
- ⑥ 乳がん検診の乳房エックス線の読影（二重読影・比較読影）

オ 各検診の記録等の保存について

(ア) 問診記録、質問（問診）記録及び検診結果は少なくとも5年間は保存すること。なお、検診結果の記録は、精密検査の必要性の有無、肺がん検診は喀痰細胞診検査結果、子宮頸がん検診は子宮頸部の細胞診の結果も含むこととする。

(イ) 各検診の次に掲げる記録について、少なくとも5年間は保存すること。

なお、外部委託している場合についても同様とする。

- ① 胃がん検診：胃部エックス線画像、胃内視鏡画像
- ② 肺がん検診：胸部エックス線画像
- ③ 乳がん検診：乳房エックス線画像

カ 胃がん検診について

(ア) 胃部エックス線検査について

- ① 撮影機器について、日本消化器がん検診学会の定める仕様基準を満たすものを使用すること。
- ② 撮影枚数は最低8枚とする。
- ③ 撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によること。
- ④ 撮影において、造影剤の使用にあたっては、その濃度を適切に(180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150mlとする)保つとともに、副作用等の事故に注意すること。
- ⑤ 撮影技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得していること。ただし、撮影技師が不在で医師が撮影している場合はこの限りでない。
- ⑥ 読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医であること。
- ⑦ 必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影を行うこと。

【「胃内視鏡検査あり」のみ】

(イ) 胃内視鏡検査について

- ① 日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2017年3月1日版」に基づき実施すること。なお、当該マニュアルの検診対象の除外条件または胃内視鏡検査の禁忌に該当する場合は、胃内視鏡検査受診対象者から除外すること。
- ② 生検については、当該マニュアルに基づき実施すること。なお、当該マニュアルに記載のとおり、生検は医療保険給付の対象(平成15年7月30日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)となるので、あらかじめ検診の自己負担額のほかに、生検実施に対する保険診療の自己負担額が追加される可能性のあることを受診者に説明し、了承を得ておくこと。なお、生検実施に係る保険診療の請求については、初診料及び内視鏡検査料等は検診費用に含まれるため、保険請求は行わないものとする。
- ③ 抗血栓薬を内服中の者については、胃内視鏡検査の禁忌とはしないが、生検は原則禁忌とし、受注者の判断により実施する場合は日本消化器内視鏡学会による「抗血栓薬服用者に対する消化器内視鏡診療ガイドライン」に基づき慎重に実施すること。

キ 肺がん検診について

(ア) 受注者は、肺がん検診の判定基準について、令和6年4月10日(水)

までに画面で発注者へ提出すること。

(イ) 質問（問診）について

最近6か月以内の血痰など自覚症状のある場合には、検診ではなく速やかに専門機関を受診し、精査を行うように勧めること。

(ウ) 胸部エックス線について

- ① 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影、すなわち、放射線科医または肺がん診療に携わる医師による胸部エックス線の画質の評価と、それに基づく指導を実施すること。
- ② 撮影機器について、日本肺癌学会が定める肺がん検診として適切な撮影機器・撮影方法で撮影する（※）。なお、デジタル撮影の場合、日本肺癌学会が定める画像処理法を用いること（※）。

※ 日本肺癌学会編集、肺癌取扱い規約 改訂第8版より

1：直接撮影（スクリーン・フィルム系）の場合は、被検者－管球間距離を150cm以上とし、定格出力150kV以上の撮影装置を用い、120kV以上の管電圧及び希土類システム（希土類増感紙＋オルソタイプフィルム）による撮影がよい。やむを得ず100～120kVの管電圧で撮影する場合も、被曝軽減のために希土類システム（希土類増感紙＋オルソタイプフィルム）を用いる。

2：直接撮影（デジタル画像）の場合は、X線検出器として、輝尽性蛍光体を塗布したイメージングプレート(IP)を用いたCRシステム、平面検出器(FPD)もしくは固体半導体(CCD、CMOSなど)を用いたDRシステムのいずれかを使用する。管球検出器間距離（撮影距離）150cm以上、X線管電圧120～140kV、撮影mAs値4mAs程度以下、入射表面線量0.3mGy以下、グリッド比8：1以上、の条件下で撮影されることが望ましい。

3：撮影機器、画像処理、読影用モニタの条件については、下記のサイト（日本肺癌学会ホームページ、胸部X線デジタル撮影機器等の条件）に掲載された最新情報を参照すること。

https://www.haigan.gr.jp/modules/kaiin/index.php?content_id=47

- ③ 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備すること。
- ④ 読影について、2名以上の医師によって読影し、うち一人は肺がん診療に携わる医師もしくは放射線科の医師を含めること。
- ⑤ 読影について、2名のどちらかが「要比較読影」としたものは、過去に撮影した胸部エックス線写真との比較読影をすること（ただし、過去に撮影した胸部エックス線写真がない場合を除く）。

- ⑥ モニタ読影を行う場合、読影用のモニタ等の機器について、日本肺癌学会が定めた基準等に従うこと。
- ⑦ 読影結果の判定について、「肺がん検診の手引き」（日本肺癌学会肺がん検診委員会編）の「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」に基づき行うこと。

(イ) 咳痰細胞診検査について

- ① 咳痰細胞診検査の対象者は、質問（問診）の結果、50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）600以上だった者（過去における喫煙者も含む）とする。なお、喀痰細胞診のみの検査は不可とする。
- ② 採取した喀痰は、2枚以上のスライドに塗沫し、湿固定の上、パパニコロウ染色を行うこと。
- ③ 固定標本の顕微鏡検査は、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行うこと。
- ④ 同一検体から作成された2枚以上のスライドについて、2名以上の技師によりスクリーニングすること。

ク 大腸がん検診について

- ① 「大腸がん検診マニュアル（2021年度改訂版 日本消化器がん検診学会刊行）」に記載された方法に準拠し実施すること。なお、測定原理により様々な検査キットがあり、判定は機械による自動判定の他に目視判定があることから、検査キットの使用期限を守るとともに、機器及び測定系の精度管理に努めること。
また、免疫便潜血検査（2日法）により回収した検体2本のうち、1本でも陽性であった場合は精密検査への受診勧奨を行うこと。
- ② 実施機関への検体郵送は、温度管理が困難であり、検査の精度が下がることから、原則として行わないこと。
- ③ 検体の測定について、検体回収後速やかに行い、速やかな測定が困難な場合は、冷蔵保存すること。

ケ 乳がん検診について

- ① マンモグラフィ及び超音波検査の両方の検査を実施できる体制を整えることとし、40歳以上の者には原則としてマンモグラフィを、39歳以下の者には超音波検査を実施する。ただし、40歳以上であっても、マンモグラフィ不適の者（妊娠中、妊娠の可能性がある、心臓ペースメーカー装着中、豊胸術後等）については、マンモグラフィに代えて超音波検査を受診できるものとする。

- ② 乳房エックス線装置について、日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たすこと。
 - ③ 乳房エックス線撮影について、両側乳房について内外斜位方向撮影を行うこと。また、40歳以上50歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の2方向撮影すること。
 - ④ 乳房エックス線撮影における線量及び写真の画質について、原則日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ健診精度管理中央委員会。以下「精中機構」という。）の行う施設画像評価を受け、AまたはBの評価を受けていること。
受注者は、評価認定証の写しを令和6年4月10日（水）までに書面で発注者へ提出すること。
 - ⑤ 乳房エックス線撮影を行う撮影技師、医師は、原則乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会（※）を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けていることとする。
受注者は、該当する技師、医師の人数等について、別紙6「乳がん検診に係る乳房エックス線撮影等にかかる報告書」を令和6年4月10日（水）までに書面で発注者へ提出する。
 - ⑥ 乳房エックス線の読影について、二重読影を行い、読影に従事する医師のうち少なくとも1人は原則乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会（※）を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けていること。
受注者は、該当する医師の人数等について、別紙6「乳がん検診に係る乳房エックス線撮影等にかかる報告書」を令和6年4月10日（水）までに書面で発注者へ提出する。
 - ⑦ 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影する。（ただし、過去に撮影した胸部エックス線写真がない場合を除く）。
- ※ 乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会とは、精中機構の教育・研修委員会の行う講習会等を指す。なお、これまでに実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班、及び日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む。

コ 子宮頸がん検診について

- ① 問診の結果、症状（体がんの症状を含む）のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行う。
- ② 細胞診は、直視下に子宮頸部及び膣部表面の全面擦過により細胞を採取し、迅速に処理すること。なお、採取した細胞は直ちにスライドグラスに塗沫

- して速やかに固定するか、または、直ちに液状化検体細胞診用の保存液ボトル内に攪拌懸濁し固定すること。
- ③ 検体が不適正との判定を受けた場合は、受注者は再度検体採取を行う。なお、不適正例があった場合は、必ず再度検体採取を行うこととし、不適正例がない場合でも、再度検体採取を行う体制を有すること。
 - ④ 細胞診判定施設（外部へ委託する場合も含む）は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受けていること。または、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行うこと。
 - ⑤ 細胞診結果の報告には、ベセスダシステム（※）を用いること。
※ ベセスダシステムによる分類：The Bethesda System for Reporting Cervical Cytology second edition 及びベセスダシステム 2001 アトラス 参照
 - ⑥ 全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記すること。なお、必ず全ての標本について実施すること。

サ 肝炎ウイルス検査について

受注者は、受診予定者にB型及びC型肝炎に係る医療機関への受診状況を聴取し、既に医療機関においてB型及びC型肝炎の治療を受けている者は除外すること。

C型肝炎ウイルス検査について、HCV抗体検査の結果、中力価または低力価と分類された者に対し、HCV核酸増幅検査を実施すること。なお、HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。また、採血時に、HCV抗体及びHCV核酸増幅検査に必要な量（採血管2本分）を採血し、結果確定まで実施すること。

シ その他

受注者は、実施内容に不明な点がある場合は、業務実施前に発注者に確認し、その指示に従うこと。

(8) 検診に関するトラブルの対応

受注者は、業務の実施にあたり生じたトラブル（採血後の腕の腫れ、検診結果の誤送付等による個人情報の漏洩等）について、速やかに発注者に報告し、対応について発注者と協議のうえ、受注者の責任で誠実に対応する。なお、発注者が必要と認める場合は、受注者は文書により報告書を提出すること。

(9) 委託業務の実施における配慮義務

受注者は、業務の実施にあたり、既往歴等、受診者のプライバシーに関わる内容については本人及び周囲への配慮を行うなど、プライバシーの保護には万全を期すとともに、性別の異なる者が同時に受診する場合や、障がい等をもつ者の受付及び受診等に際しては、必要に応じて適切な配慮をすること。

なお、視覚障がいのある者について、検診結果の通知及び事後指導方法等について本人の希望を確認のうえ、必要に応じて適切な配慮をすること。

(10) 検診の事後指導

ア 検診結果通知書について

受注者は、検診結果に基づき、医師による医療上の判断を行い、検診結果通知書を作成のうえ、原則検診受診日から2週間以内、遅くとも4週間以内に受診者あて文書により通知する。

なお、医療機関への緊急受診勧奨が必要な受診者に対しては、早急に検診結果通知書を作成し、受診者本人に直接通知する。

また、受注者は、検診結果通知書の見本一式を令和6年4月10日（水）までに発注者へ提出し、事前の確認を受けることとし、発注者が必要と認める場合は、発注者と協議のうえ、当該検査結果通知書の内容を一部変更、修正し、令和6年5月31日（金）までに完成させる。

イ 精密検査が必要な者への対応について

（ア）受診勧奨について

（がん検診）

受注者は、検診の結果、「要精密検査」と判定された者（以下「要精密検査者」という。）に対し、必ず精密検査を受ける必要があることを通知し、精密検査の受診を勧奨する。

また、通知時は、発注者が精密検査結果を把握するための別紙7「がん検診で要精密検査と診断された方へ」及び発注者が提供する返信用封筒を検診結果通知書に同封する。

なお、個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な扱いのためのガイドライン」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知）を参照すること。

精密検査の実施及び委託先への報告等は次の①または②とする。

① 精密検査を受注者以外の医療機関で実施する場合

受注者は、精密検査実施医療機関に紹介状を発行し、必要な情報を提

供し、精密検査実施医療機関から精密検査の受診日を把握し、検診種別ごとに発注者に報告する。なお、受注者は、別紙7「がん検診で要精密検査と診断された方へ」に記載する各検診の精密検査方法を実施している精密検査実施医療機関に紹介状を発行すること。

また、受注者は、精密検査の結果についても把握できるように努め、診断結果を併せて報告する。

② 精密検査を受注者が実施する場合

受注者は、受診日、診断結果を発注者に報告する。

(肝炎ウイルス検査)

受注者は、HBs抗原検査において「陽性」と判定されたもの及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。なお、未治療者に限る。）に対し、紹介状を発行し、「肝炎専門医療機関」等への受診勧奨を行う。

(イ) 報告について

(がん検診)

受注者は、毎月1日から月末までを1月単位とし、当該月の要精密検査者を翌々月10日（10日が土曜日、日曜日または祝日の場合はその前日）までに、検診種別ごとに別紙8「要精密検査者報告書」（月次報告）（Excel形式）をメールまたはCDで発注者へ提出する。（以下「要精密検査者報告」という。）

なお、別紙8の2回目以降の報告について、前月以前に報告した要精密検査者の次に当月報告分を追加して報告すること。

また、精密検査の結果について、結果の把握後速やかに別紙8の「精密検査受診結果」欄に追加入力をすること。（以下「精密検査受診結果報告」という。）

※ 報告対象者基準及び別紙8の入力方法詳細については、別紙8に添付している入力見本を参照すること。

最終報告期限：要精密検査者報告 令和7年5月9日（金）

精密検査受診結果報告 令和7年6月13日（金）

※ 報告にあたっては、平成20年3月に厚生労働省のがん検診事業の評価に関する委員会が取りまとめた報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」を参照のうえ適切に報告すること。

(肝炎ウイルス検査)

受注者は、検診の全日程終了後、HBs抗原検査、HCV抗体検査について、別紙9「肝炎ウイルス検査結果報告書」（Excel形式）をメールまたはCDで発

注者へ提出する。なお、受注者は、年度の途中で、発注者が本事業の実施にあたり必要と認める場合は、発注者の求めに応じて別紙9を提出すること。

提出期限：令和7年5月9日（金）

9 事務打合せ

受注者は、本委託業務を円滑に行うために、業務実施前に発注者と十分な事前打合せを行う。なお、打合せの日時、場所、回数等については別途協議のうえ、決定する。

10 実施場所の環境整備について

- (1) 検診の実施場所において必要な一切の備品、設備等については、受注者が用意する。
- (2) 受注者は、清潔かつ安全な環境の確保、プライバシーの保護並びに検査精度の保持が図られるよう調整を行う。

11 運営体制について

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、事務担当者として主担当者及び副担当者を1名以上置き、契約締結後、別紙10「がん検診運営体制報告書」を作成し、**令和6年4月10日（水）**までに書面で発注者へ提出する。なお、事務担当者に変更が生じる場合は、速やかに別紙10により変更内容を提出すること。
- (2) 発注者は、事務担当者及び業務担当スタッフが著しく適性を欠くと判断される場合には、協議のうえ受注者に対しその者の変更を求めることができる。
- (3) 受注者は、別紙11「がん検診精度管理実施状況報告書」(Excel形式)を**令和6年4月10日（水）**までにメールまたはCDで発注者へ提出する。

なお、当該報告書における各がん検診のためのチェックリスト各項目について「いいえ」がある項目については、発注者の求めに応じて実施できるよう努めることとし、改善されない場合は本業務の委託は行わない。

12 委託料の請求方法

【共通】

- (1) 受注者が実施した検診について、当該月の1日から末日までを1月単位として取りまとめ、別紙12「がん検診実施報告書」(Excel形式)をメールまたはCDで、「請求書（がん検診等業務委託（概算契約））」をデータ(PDF形式)または書面で、**翌月10日**(10日が土曜日、日曜日、祝日の場合はその前日)までに発注者へ提出し、請求する。

最終請求期限：令和7年4月10日（木）

なお、委託料は、検診の実施に基づいて支払うものであり、受付や通知書等の送

付のみに留まったものは、請求できない。

ただし、セット検診（男性がん検診セット【49歳以下】、男性がん検診セット【50歳以上】、女性がん検診セット）に含まれる検診の中で、組合員の希望により実施しなかった検診種別があった場合であっても減額せず、それぞれのセット検診の価格で請求する。

- (2) 腹部超音波検査を実施する受注者において、契約金額より本人の自己負担金額を除し、請求すること。（腹部超音波検査の自己負担額は別紙1のとおり。）
- (3) 受診者一人につき、やむを得ない事情等で複数回に分けて検診を実施し、その実施日が複数月にかかった場合は、別途発注者が指示する方法で請求する。

【「胃内視鏡検査あり」のみ】

- (4) 胃内視鏡検査を実施する受注者において、胃内視鏡検査の受診要件を満たしている者が胃部エックス線検査、胃内視鏡検査いずれを選択してもセット価格は同一であることに注意し、契約金額より本人の自己負担金額を除し、請求すること。（胃内視鏡検査の自己負担額は別紙1のとおり。）

13 追加申込みの実施

受入枠に空きがある実施機関は、追加申込みによる検診実施等の対応を行うこと。この場合、全ての検診項目を実施するよう努めること。

なお、次に定めた項目以外はすべて本仕様書に基づくものとする。

(1) 申込受付期間及び受診予定日の決定

受注者は、令和6年8月1日（木）から令和6年8月31日（土）までの間に電話及びWEBによる申込みを受け付けること。

(2) 受診予定者リストの作成

受注者は、申込受付後、別紙13「受診予定者リスト（追加申込み）」（Excel形式）を作成し、発注者へメールまたはCDにて提出すること。

提出期限：令和6年9月6日（金）

(3) 検診実施予定日

令和6年10月1日（火）から令和7年3月31日（月）

(4) 受診対象者及び受診予定者

検診申込時点で発注者の組合員資格を有する者で、令和6年4月1日から令和6年5月31日までの申込期間内にがん検診、肝炎ウイルス検査、骨量検査及び腹部超音波検査の申込みをしていない組合員。

ただし、受診時に発注者の組合員資格を有しない者は受診できない。

14 その他

- (1) 受注者は、医療法等の関係法規を遵守すること。
- (2) 仕様書の疑義については、発注者に確認しその指示によること。なお、細部につ

いては発注者が指示するが、仕様書に記載のない事項についても、必要と認められることについては発注者と協議のうえ適正に実施すること。

- (3) 契約締結後、本仕様書はすべて発注者の解釈によるものとする。
- (4) 募集についての広報活動は、発注者が行うものとする。
- (5) 業務に係る消耗品及び機器の搬入・運搬等の委託に伴う諸経費は受注者が負担すること。
- (6) 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報保護法等関係法令を遵守し、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うこと。
なお、受注者は、発注者に個人情報を含むデータを提出する際には、必ずパスワードを設定すること。
- (7) セルフメディケーション税制に対応するため、受注者は、領収書または検診結果通知書のいずれかに、次の事項を表示すること。

- ア 受診者氏名
- イ 検診受診日
- ウ 大阪市職員共済組合のがん検診である旨
(保険者名及び事業名を必ず記載する)

- (8)受注者は、発注者が本事業の実施にあたり必要と認める資料について、発注者の求めに応じて提出すること。

問合わせ先

大阪市職員共済組合（保健医療係）
大阪市北区中之島 1-3-20
大阪市役所 4 階
電話 06-6208-7597

内訳明細書

名称：がん検診等業務委託(胃内視鏡検査なし)（概算契約）

内容	予定 人数	単 價 (<u>税込</u>)		小計	
				<u>税込金額</u>	うち消費税等額
男性がん検診セット 【49歳以下】	500人	共済負担額	円	円	円
		自己負担額			
男性がん検診セット 【50歳以上】	700人	共済負担額	円	円	円
		自己負担額			
女性がん検診セット	800人	共済負担額	円	円	円
		自己負担額			
肝炎ウイルス検査 (HBs 抗原検査、HCV 抗体 検査)	1,300人	共済負担額	円	円	円
		自己負担額			
肝炎ウイルス検査 (HCV 核酸増幅検査)	10人	共済負担額	円	円	円
		自己負担額			
腹部超音波検査	1,300人	共済負担額	円	円	円
		自己負担額	500円	650,000円	59,090円
喀痰細胞検査	120人	共済負担額	円	円	円
		自己負担額			
合 計				円	円

- ※ 単価と小計金額は税込金額とします。
- ※ 自己負担金が発生するのは腹部超音波検査のみです。
- ※ 受注者は、上記の単価のうち、別紙1「令和6年度 検診種別・対象者等一覧」に基づく一部自己負担金を受診者から徴収し、発注者は自己負担額を除いた額を支払います。

令和6年度がん検診 申込種別・検診種別・対象者等一覧

1 申込種別

申込種別	※セットの胃がん検診は胃部エックス線検査とする（※2の場合を除く）	対象者※1	自己負担金（税込）
男性がん検診セット【49歳以下】 (胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、骨量検査)		49歳以下の 男性組合員	無料
男性がん検診セット【50歳以上】 (胃がん検診※2、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、骨量検査)		50歳以上の 男性組合員	無料
女性がん検診セット (胃がん検診※2、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検 診、骨量検査)		女性 組合員	無料
胃内視鏡検査※2		50歳以上の 組合員	7000円
肝炎ウイルス検査（各種がん検診セットに追加、単独での申込は不可）		組合員	無料
腹部超音波検査（各種がん検診セットに追加、単独での申込は不可）		組合員	500円

2 検診種別

検診種別	検査項目
胃がん 検診	胃部エックス線検査問診・胃部エックス線撮影
	胃内視鏡検査問診・胃内視鏡検査
肺がん検診	質問（問診）・胸部エックス線撮影
	喀痰細胞診検査（50歳以上で喫煙指数【1日本数×年数】600以上の者）
大腸がん検診	問診・免疫便潜血検査（2日法）
子宮頸がん検診	問診・視診・子宮頸部細胞診及び内診
乳がん検診	問診・マンモグラフィまたは超音波検査
	(注1) 40歳以上は原則マンモグラフィとする。ただし、40歳以上であっても、マンモグラ フィ不適の者（妊娠中、妊娠の可能性がある、心臓ペースメーカー装着中、豊胸術 後等）については、マンモグラフィに代えて超音波検査を実施できるものとする。
	(注2) 39歳以下は超音波検査とする。
前立腺がん検診	PSA
骨量検査	超音波法またはDXA法
肝炎ウイルス検査	HBs抗原検査、HCV抗体検査
	HCV核酸增幅検査(HCV抗体検査の結果、中力価または低力価と分類された場合)
腹部超音波検査	5項目（肝・胆・脾・腎・脾）

※1 年齢は令和6年4月1日時点

※2 胃内視鏡検査実施機関において、50歳以上の組合員は、胃がん検診を胃部エックス線検査か胃内視
鏡検査かを選択できることとし、胃部エックス線検査と胃内視鏡検査の両方を受診することはでき
ない。胃内視鏡検査を実施する受注者は、対象者より胃内視鏡検査の希望がある場合は、可能な限
り胃部エックス線検査に代わり、胃内視鏡検査を胃がん検診として実施すること。
なお、胃部エックス線検査、胃内視鏡検査のいずれを選択してもセット価格は同一とする。組合員
が胃内視鏡検査を選択した場合は、受注者は自己負担金の7,000円（税込）を徴収すること。

令和6年度 がん検診 受診予定者リスト

別紙2

令和 年 月 日

実施機関名
実施機関所在地

代表者氏名
電話番号

令和6年度がん検診検査機器等報告書

1 肺がん検診

検査機器等	メーカー名	名称・型番	画像
胸部エックス線撮影装置			アナログ デジタル

2 大腸がん検診

検査機器等	メーカー名	名称・型番	測定方法	カットオフ値
免疫便潜血検査（2日法）			用手法 自動分析装置	

3 乳がん検診

検査機器等	メーカー名	名称・型番
乳房エックス線撮影装置		

記入見本

当共済組合への提出日を記入してください。

令和 年 月 日

実施機関名

実施機関所在地

代表者氏名

電話番号

令和6年度がん検診検査機器等

契約者様の実施機関名、住所、
代表者氏名及び電話番号をご
記入ください。

1 肺がん検診

検査機器等	メーカー名	名称・型番	画像
胸部エックス線撮影装置			アナログ デジタル

撮影方法及び画像につ
いて、該当する方に○
を記入してください。

2 大腸がん検診

検査機器等	メーカー名	名称・型番	測定方法	カットオフ値
免疫便潜血検査（2日法）			用手法 自動分析装置	

測定方法について、該當
する方に○を記入してく
ださい。

カットオフ値について、
定性法の場合は検出感
度を記入してください。

3 乳がん検診

検査機器等	メーカー名	名称・型番
乳房エックス線撮影装置		

大阪市職員共済組合がん検診問診票

別紙4

【共通項目】 下記をご記入ください。

受診日 年 月 日

フリガナ				性別
氏名				男 女
生年月日	昭和 平成	年	月	
住所	〒 —			
電話 (昼間の連絡先)				
組合員証	記号		番号	

※検査部位で治療中または経過観察中の方は要精密検査になる可能性があります。

【各種がん検診問診項目】

その部位のがん検診の受診については、主治医にご相談ください。

胃がん検診 (胃部エックス線・胃内視鏡検査共通)

1、今までに胃腸の病気と診断されたことはありますか。

1なし
2あり 胃潰瘍[]歳、十二指腸潰瘍[]歳、胃ポリープ[]歳
胃がん[]歳、その他() []歳

2、今までに胃腸の手術を受けたことはありますか。

1なし 2あり (病名： []歳)

3、下記の症状についておたずねします。

①胃の症状	胃痛 1なし 2あり	胃がはる・もたれる 1なし 2あり
	胸やけ 1なし 2あり	吐き気・吐く 1なし 2あり

②血を吐く、黒色便、下血 1なし 2あり

③便通 () 日に () 回

4、血のつながりのある人で胃がんにかかった人はいますか。

1はい (続柄：) 2いいえ 3不明

5、今までに胃がん検診を受けたことはありますか。

1はい 2いいえ

最新の検査日：平成・令和 年 月
検査内容 : 1胃部エックス線 (バリウム) 2胃内視鏡(胃カメラ) 3その他
検査結果 : 1異常なし 2異常あり() 3不明

6、本日は絶食をしていますか。 1はい 2いいえ

7、バリウムを飲んで発疹の出現や気分が悪くなったことはありますか。 1なし 2あり

8、(女性の方へ) 現在、妊娠していますか。 1している 2していない 3可能性がある

大腸がん検診

1、今までに大腸の病気と診断されたことはありますか。

1なし

2あり (大腸ポリープ[]歳、大腸がん[]歳、その他 [] []歳)

2、下記の症状についておたずねします。

- ①便に血が混ざる 1なし 2あり (鮮血・チョコレート色、 年 月頃から)
- ②便が細くなった 1なし 2あり (年 月頃から)
- ③便秘と下痢を繰りかえす 1なし 2あり (年 月頃から)
- ④腹痛やはりがある 1なし 2あり (年 月頃から)
- ⑤痔 (肛門から出血) がある 1なし 2あり (年 月頃から)

3、血のつながりのある人で大腸がんにかかった人はいますか。

1はい (続柄 :) 2いいえ 3不明

4、今までに大腸がん検診（便潜血検査）を受けたことはありますか。

1はい 2いいえ

[最新の検査日 : 平成・令和 年 月]

[検査結果 : 1異常なし 2異常あり 3不明]

▼ 異常ありの方に精密検査結果についておたずねします。

[最新の検査日 : 平成・令和 年 月]

[検査内容 : 1全大腸内視鏡検査 2S状結腸内視鏡検査 3注腸X線 4その他]

[検査結果 : 1異常なし 2異常あり (診断名 :) 3不明]

肺がん検診

1、今までに肺や他の病気と診断されたことはありますか。

1なし

2あり → 該当する病気に○、または()に病名をご記入ください。

[肺結核、胸膜炎(肋膜炎)、肺炎、気管支ぜん息、じん肺、肺がん]

[その他肺の病気 () 食道の病気 ()]

[心臓の病気 () [ペースメーカーの装着 1なし 2あり]]

手術をしましたか。 1はい (年 月頃) 2いいえ

2、最近6か月以内の下記の症状についておたずねします。

①咳がでる 1毎日でる 2時々でる 3でない

②血の混じる痰 1毎日でる 2時々でる 3でない

3、たばこを吸いますか。※2または3に該当する方は、たばこの本数と喫煙年数をご記入ください。

1吸ったことがない

2以前は吸っていたが () 年前にやめた 3現在、吸っている

↳ 1日当たりの本数 : () 本 吸っている(た)年数 : () 年

4、仕事で以下のようなものにかかる作業に従事したことがありますか。

1石綿(アスベスト) 2粉じん作業 3その他特殊健診を要する業務 4特になし

5、今までに肺がん検診（胸部エックス線）を受けたことはありますか。

1はい 2いいえ

[最新の検査日 : 平成・令和 年 月]

[検査結果 : 1異常なし 2異常あり () 3不明]

6、(女性の方へ) 現在、妊娠していますか。 1している 2していない 3可能性がある

乳がん・子宮頸がん検診共通

※乳がん・子宮頸がん検診のどちらか1つでも受診される方はご記入ください。

1、下記の状況についておたずねします。

- ①月経状況 1あり→ 最終月経[平成・令和 年 月 日より 日間]
(順調・不順)
2なし→ 閉経 () 歳 ・ 現在妊娠中 () 週
- ②妊娠・分娩状況 1あり→ 妊娠回数 () 回 分娩回数 () 回
2なし
- ③授乳の経験 1あり→ ・現在授乳している ・授乳していない
2なし

乳がん検診

※乳がん検診を受診される方はご記入ください。

1、下記の状況についておたずねします。

- ①妊娠（可能性を含む） 1あり 2なし
②V-Pシャントをしている 1あり 2なし
③ペースメーカーの装着 1あり 2なし
④豊胸術をしている 1あり 2なし
- 「あり」に○をされた方は、マンモグラフィを受診できません。超音波検査を受診してください。

2、今までに乳腺等の病気と診断されたことはありますか。

- ①右 1なし 2あり [診断名] : 歳]
②左 1なし 2あり [診断名] : 歳]

3、今までに乳腺の手術を受けたことはありますか。

- ①右 1なし 2あり [診断名] : 歳]
②左 1なし 2あり [診断名] : 歳]

4、乳房の症状についておたずねします。

- ①乳房のしこり 1なし 2あり (右・左)
②乳房の痛み 1なし 2あり (右・左)
③乳首及び乳房皮膚のくぼみ・変形・ただれ
1なし 2あり (右・左) (くぼみ・変形・ただれ)
④乳首からの分泌物 1なし 2あり (右・左) (茶褐色・黄色・乳白色・無色・その他)
⑤その他の気になる症状 ()

5、血のつながりのある人で乳がんにかかった人はいますか。

1はい (続柄：) 2いいえ 3不明

6、自己検診についておたずねします。

1毎月している 2時々している 3していない

7、今までに乳がん検診を受けたことはありますか。

1はい 2いいえ
最新の検査日：平成・令和 年 月
検査内容 : 1マンモグラフィ 2超音波 3その他
検査結果 : 1異常なし 2異常あり() 3不明

自己検診で、明らかなしこりや乳首からの分泌物（血が混ざる）などがある場合は、
乳がん検診を受けずに、乳腺専門医療機関を受診してください。

子宮頸がん検診

※子宮頸がん検診を受診される方はご記入ください。

1、今までに婦人科系疾患と診断されたことはありますか。

1なし 2あり [診断名] : 歳]

2、今までに婦人科の手術を受けたことはありますか。

1なし 2あり ※該当するものに○、または（ ）に病名をご記入ください。

- 子宮の手術 (子宮筋腫・その他[])
卵巣の手術 (片方・両方)
帝王切開
その他 ()

3、最近6か月以内の症状について該当するものに○をつけてください。

1性交後の出血 2月経異常 (月経でない時の出血) 3ピンクや褐色のおりもの
4閉経後の出血 5特になし

4、現在、女性ホルモン剤(ピルなど)使用していますか。

1していない 2している (種類: 期間: 年 か月)

5、現在、子宮内避妊器具を使用していますか。

1していない 2している (期間 年 か月)

6、今までに子宮頸がん検診を受けたことはありますか。

1はい 2いいえ

[最新の検査日: 平成・令和 年 月
検査結果: 1異常なし 2異常あり () 3不明]

前立腺がん検診

※前立腺がん検診を受診される方はご記入ください。

1、今までに前立腺の疾患を診断されたことはありますか。

1なし 2あり [診断名] : 歳]

2、今までに前立腺がん検診(PSA検査)を受けたことはありますか。

[最新の検査日: 平成・令和 年 月
検査結果: 1異常なし 2異常あり () 3不明]

【実施機関記入欄】

肝炎ウイルス検査の受診者に対し、C型肝炎ウイルス検査について、次の事項を説明し、受診者から採血時にHCV抗体及びHCV核酸増幅検査に必要な量(採血管2本分)を採血することへの同意を得られた場合は、同意確認欄にチェックを記入してください。

- ・ C型肝炎ウイルス検査について、HCV抗体検査の結果、中力価または低力価と分類された場合、HCV核酸増幅検査を実施し、結果を確定すること
- ・ 採血時にHCV抗体及びHCV核酸増幅検査に必要な量(採血管2本分)を採血すること
- ・ 採血管2本分の採血することにより、HCV核酸増幅検査を実施する場合に再度来所する必要がなく、受診者の利便性を図ること

同意確認欄

肝炎ウイルス検査の実施にあたり、採血時に、HCV抗体及びHCV核酸増幅検査に必要な量(採血管2本分)

なお、同意が得られない場合、HCV抗体検査の結果、中力価または低力価と分類された場合は、後日、HCV核酸増幅検査のため再度来所する必要があることを説明してください。

令和 年 月 日

実施機関名

実施機関所在地

代表者氏名

(印)

連絡先

令和6年度がん検診外部委託状況報告書

	検診種別	委託内容	委託先
1	胃がん検診	エックス線の読影 (二重読影・比較読影)	
2	肺がん検診	エックス線の読影 (二重読影・比較読影)	
3		喀痰細胞診検査	
4	大腸がん検診	大腸がん検査	
5	子宮頸がん検診	細胞診判定	
6	乳がん検診	エックス線の読影 (二重読影・比較読影)	

令和 年 月 日

実施機関名

実施機関所在地

代表者氏名

連絡先

令和6年度乳がん検診に係る乳房エックス線撮影等にかかる報告書

1 乳房エックス線の撮影について

- (1) 乳房エックス線撮影を行う技師、医師で乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けている者の人数（ただし、当共済組合のがん検診に従事する者に限る。）

技師 名

医師 名

2 乳房エックス線の読影について、

- (1) 乳房エックス線に従事する医師で乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けている者の人数（ただし、当共済組合のがん検診に従事する者に限る。）

医師 名

がん検診で要精密検査と診断された方へ

別紙7

大阪市職員共済組合

平素は、当共済組合の事業運営に、ご理解ご協力を賜りお礼申し上げます。
 精密検査受診後、次の内容を組合員ご本人様が記入いただき、その利用について同意のうえ、同封の返信用封筒により当共済組合まで返信いただきますよう、ご協力をお願いいたします。（通送可）※
 行き違いの場合はご容赦ください。

なお、今回のがん検診及び精密検査の結果は、当共済組合において検診事業の評価及び精度管理のために利用し、目的外の利用を行うことはありません。また、第三者に提供することはありません。
 がんは早期に発見し治療すると約9割が完治します。精密検査が必要とされた方は、医療機関で必ず精密検査を受けましょう。

職員番号	
氏名	
生年月日	昭・平 年 月 日 生
がん検診受診医療機関名	
記入いただいた内容の利用に同意いただける場合は、次の□にチェックをしてください。	
<input type="checkbox"/> 下記の精密検査結果について、検診事業の評価及び精度管理に利用することを同意します。	

【精密検査結果について】

※該当する項目すべての□にチェックをお願いいたします

胃 がん 検診 精密 検査	精密検査実施日	令和 年 月 日
	精密検査受診医療機関名	
	精密検査	<input type="checkbox"/> 上部消化器内視鏡検査 <input type="checkbox"/> 生検 <input type="checkbox"/> 上記以外（検査法： ）
	診断区分	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 胃がん <input type="checkbox"/> 胃がんの疑いがある又は未確定 胃がん以外の疾患 <input type="checkbox"/> 胃部以外の疾患（食道・十二指腸の疾患等） <input type="checkbox"/> 胃部の疾患（胃炎・ポリープ等）
肺 がん 検診 精密 検査	精密検査実施日	令和 年 月 日
	精密検査受診医療機関名	
	精密検査	<input type="checkbox"/> 胸部X線検査 <input type="checkbox"/> 胸部C T 検査 <input type="checkbox"/> 気管支鏡検査（細胞診・生検含む） <input type="checkbox"/> 上記以外（検査法： ）
	診断区分	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 肺がん <input type="checkbox"/> 肺がんの疑いがある又は未確定 肺がん以外の疾患 <input type="checkbox"/> 呼吸器以外の疾患（咽頭・食道・甲状腺の疾患等） <input type="checkbox"/> 呼吸器の疾患（肺炎・肺気腫等）

→裏面につづきます

大 腸 が ん 検 診 精 密 検 査	精密検査実施日	令和 年 月 日
	精密検査受診医療機関名	
	診断区分	<input type="checkbox"/> 大腸内視鏡検査 <input type="checkbox"/> 注腸X線検査
		<input type="checkbox"/> 上記以外 (検査法 :)
		<input type="checkbox"/> 異常なし
		<input type="checkbox"/> 大腸がん <input type="checkbox"/> 大腸がんの疑いがある又は未確定
	<input type="checkbox"/> 大腸がん以外の疾患	<input type="checkbox"/> 大腸以外の疾患
		<input type="checkbox"/> 大腸の疾患 (腺腫・ポリープ等)
乳 が ん 検 診 精 密 検 査	精密検査実施日	令和 年 月 日
	精密検査受診医療機関名	
	診断区分	<input type="checkbox"/> 乳房X線検査(マンモグラフィ) <input type="checkbox"/> 乳房超音波検査
		<input type="checkbox"/> 細胞診・組織診 (生検)
		<input type="checkbox"/> 上記以外 (検査法 :)
		<input type="checkbox"/> 異常なし
	<input type="checkbox"/> 乳がん <input type="checkbox"/> 乳がんの疑いがある又は未確定	
	<input type="checkbox"/> 乳がん以外の疾患	<input type="checkbox"/> 乳房以外の臓器の疾患
<input type="checkbox"/> 乳房の疾患 (乳腺症・線維腺腫・囊胞・葉状腫瘍等)		
子 宮 頸 が ん 検 診 精 密 検 査	精密検査実施日	令和 年 月 日
	精密検査受診医療機関名	
	診断区分	<input type="checkbox"/> H P V検査 <input type="checkbox"/> 細胞診・細胞診
		<input type="checkbox"/> コルポスコピー (膣拡大鏡診)
		<input type="checkbox"/> 上記以外 (検査法 :)
		<input type="checkbox"/> 異常なし
	<input type="checkbox"/> 子宮頸がん <input type="checkbox"/> 子宮頸がんの疑いがある又は未確定	
	<input type="checkbox"/> 子宮頸がん以外の疾患	<input type="checkbox"/> 子宮頸部以外の疾患 (子宮体部の疾患等)
<input type="checkbox"/> 子宮頸部の疾患 (腺異形成・尖圭コンジローマ等)		
前 立 腺 が ん 検 診 精 密 検 査	精密検査実施日	令和 年 月 日
	精密検査受診医療機関名	
	診断区分	<input type="checkbox"/> 直腸診 <input type="checkbox"/> 超音波検査 <input type="checkbox"/> 生検
		<input type="checkbox"/> 上記以外 (検査法 :)
		<input type="checkbox"/> 異常なし
		<input type="checkbox"/> 前立腺がん <input type="checkbox"/> 前立腺がんの疑いがある又は未確定
	<input type="checkbox"/> 前立腺がん以外の疾患	<input type="checkbox"/> 前立腺以外の臓器の疾患
		<input type="checkbox"/> 前立腺の疾患 (前立腺肥大等)

ご協力ありがとうございました。

『精密検査が必要』という判定がでたら、 すみやかに精密検査を受けてください。

がん検診の種類により、勧められる精密検査が異なります。

胃がんの精密検査

【胃内視鏡検査（胃カメラ）】

鼻や口から内視鏡を挿入し胃の内部を観察する検査です。検査で疑わしい部分が見つかれば生検（組織を採取する）を行い、組織診（悪性（がん）かどうかを調べる検査）を行います。

大腸がんの精密検査

【全大腸内視鏡検査】

肛門から内視鏡を挿入し、直腸から盲腸までの大腸の全部位を観察し、がんやポリープなどの病変の有無を確認する検査です。必要に応じて組織を採取し、悪性（がん）かどうか診断します。



肺がんの精密検査

【胸部CT】

胸部X線を使って病変が疑われた部位の断面図を詳しく調べます。このため、造影剤を注射する等、検査に時間がかかることがあります。

【気管支鏡検査】

気管支鏡を口や鼻から気管支に挿入して、病変が疑われた部分を直接観察します。必要に応じて組織を採取し、悪性（がん）かどうか診断します。

乳がんの精密検査

【乳房超音波検査】

超音波により乳房内部断面を画像化し、病変が疑われた部位を詳しく調べます。

【穿刺吸引細胞診・針生検】

しこりなど疑わしい病変が見つかった場合、細い注射針を刺して細胞や組織を採取し、悪性（がん）かどうかを調べます。

【乳房MRI検査・乳房CT検査】

乳がんが疑われた部位をCTやMRIによって詳しく撮影します。このとき、造影剤を使用するなど検査に時間がかかることがあります。



子宮頸がんの精密検査

【コルポスコープ下の組織診や細胞診】

コルポスコープ（腔拡大鏡）を使って子宮頸部を詳しく見ます。異常な部位が見つかれば、組織を一部採取して悪性（がん）かどうか診断します。

【HPV（ヒトパピローマウイルス）検査】

子宮頸部から細胞を採取し、HPV（ヒトパピローマウイルス）に感染しているかどうかを調べる検査です。子宮頸がん検診の細胞診の結果によって、コルポスコープ検査が必要かどうかを判断するために実施されることがあります。

精密検査の内容については、医療機関でご確認ください。また、がん検診は自覚症状がなく、健康的に過ごしている方を対象にしています。症状がある場合には、医療機関を受診してください。

前立腺がんの精密検査

【直腸診】

直腸診は、肛門から指を直腸に入れ、直腸の壁越しに前立腺に触れて、その状態を観察する検査です。

【超音波】

肛門から超音波を発生する器具を入れ、直腸診ではわからない前立腺の内部の状況を画像で確認します。

【生検】

超音波による画像で前立腺の状態を見ながら、細い針で前立腺から組織を採取し、がん細胞の有無等を調べる検査です。



令和 6 年度 胃がん検診 要精密検査者報告書

【提出年月日：令和 年 月 日】

【検診機関名： 】

【報告対象者基準】

次の「要精密検査」に該当する者を報告し、「精密検査不要」に含まれる場合は当該報告に含めないこと。

要精密検査	要精密検査が必要な者
精密検査不要	異常認めず、要観察、再検査、その他

令和6年度 肺がん検診 要精密検査者報告書

【提出年月日：令和 年 月 日】

【検診機関名： 】

【報告対象者基準】

次の「要精密検査」に該当する者を報告し、「精密検査不要」に含まれる場合は当該報告に含めないこと。

要精密検査	要精密検査が必要な者
精密検査不要	異常認めず、要観察、再検査、その他

令和 6 年度 大腸がん検診 要精密検査者報告書

【提出年月日：令和 年 月 日】
【検診機関名：】

【報告対象者基準】

次の「要精密検査」に該当する者を報告し、「精密検査不要」に含まれる場合は当該報告に含めないこと。

要精密検査	要精密検査が必要な者、陽性（大腸がん検診便潜血）
精密検査不要	異常認めず、要観察、再検査、陰性（大腸がん検診便潜血）、その他

令和 6 年度 子宮頸がん検診 要精密検査者報告書

【提出年月日：令和 年 月 日】

【検診機関名： 】

【報告対象者基準】

次の「要精密検査」に該当する者を報告し、「精密検査不要」に含まれる場合は当該報告に含めないこと。

要精密検査	要精密検査が必要な者
精密検査不要	異常認めず、要観察、再検査、その他

令和6年度 乳がん検診 要精密検査者報告書

【提出年月日：令和 年 月 日】

【検診機関名： 】

【報告対象者基準】

次の「要精密検査」に該当する者を報告し、「精密検査不要」に含まれる場合は当該報告に含めないこと。

要精密検査	要精密検査が必要な者
精密検査不要	異常認めず、要観察、再検査、判定不能（マンモグラフィ）、その他

令和6年度 前立腺がん検診 要精密検査者報告書

【提出年月日：令和 年 月 日】

【検診機関名： 】

【報告対象者基準】

次の「要精密検査」に該当する者を報告し、「精密検査不要」に含まれる場合は当該報告に含めないこと。

要精密検査	要精密検査が必要な者
精密検査不要	異常認めず、要観察、再検査、その他

令和6年度 ○○検診 要精密検査者報告書

【入力見本（10月報告時）】

【提出年月日：令和6年10月10日】

【検診機関名：共済クリニック】

【報告対象者基準】

次の「要精密検査」に該当する者を報告し、「精密検査不要」に含まれる場合は当該報告に含めないこと。

要精密検査	要精密検査が必要な者、陽性（大腸がん検診便潜血）	
精密検査不要	異常認めず、要観察、再検査、判定不能（マンモグラフィ）、陰性（大腸がん検診便潜血）、その他	

※10日が土曜日、日曜日または祝日の場合はその前日までに報告をお願いします。

	受診日	記号	番号	氏名(カナ)	生年月日	性別	精密検査受診結果						未把握	未受診		
							紹介状の発行の有無	異常認めず	がんであった者	がんの疑い、または未確定	がん以外の疾患であった者	精密検査受診医療機関名	精検受診日			
1	20240703	1	1111111	キヨウサイイチウ	19800101	1		1	1			大阪病院	20240822			
2	20240713	97	2222222	オオサカジウ	19850101	1						1 共済クリニック	20240831			
3	20240725	99	3333333	シヤクショウイコ	19800101	2		1							1	
4	20240804	93	44444	スイドウサブウ	19750101	1										
5	20240822	1	5555555	オオサカシニコ	19800101	2										
6	20240831	91	6666666	ハケブツサンコ	19850101	2										
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15	数字、氏名はすべて半角で入力し、数字は表示形式が文字列にならないようにすること。															
16	なお、生年月日、受診日、精検受診日は8桁の半角数字(yyyymmdd形式)で入力してください。															
17																
18																
19																
20																

該当する項目に「1」（半角）を入力してください。

貴院において要精密検査を実施した場合は、必ず検査結果の該当する項目に「1」を入力してください。（必須項目）

他の医療機関に紹介状を発行した場合は「紹介状の発行の有無」欄に「1」を入力し、精密検査結果を把握できたときは、検査結果の該当する項目に「1」を入力してください。

必須項目。必ず入力してください。（ただし、他の医療機関へ紹介状を発行後回答がない場合、未把握、未受診を除く。）

「精密検査受診結果」欄について、今月報告時点で把握している結果を追加入力してください。

前月以前に未把握等での報告分について、後日検査結果を把握した場合は、当該結果を追加入力、修正のうえ報告すること。

なお、最終報告までに、未受診者数が可能な限り少なくなるよう受診勧奨に取組むこと。

※ 未把握者：精密検査の受診の有無にかかわらず結果が分からぬ者（中断者、不明等）

※ 未受診者：医療機関が明らかに受診していないと判断したもの（拒否者等）

肝炎ウイルス検査結果報告書

別紙9

【提出年月日：令和 年 月 日】

【検診機関名：】

受診月	受診者数 ※1	B型肝炎（抗原検査）		C型肝炎						陽性者のフォロー ※4		
				C型肝炎受診者数		(再掲) 抗体検査			(再掲) 核酸增幅検査 ※3			
		陰性者数	陽性 確定者数 ※2	高力価	中力価	低力価	陰性	陽性	肝炎専門 医療機関 紹介状発行数	肝炎専門医療 機関以外へ 紹介状発行数	その他 受診拒否等	
7月分												
8月分												
9月分												
10月分												
11月分												
12月分												
1月分												
2月分												
3月分												
合計												

※1 肝炎ウイルス検査を受けた者の実数

※2 陽性確定者はHCV抗体検査の結果、「高力価」者と、「中力価」「低力価」の場合はHCV核酸增幅検査陽性者とする。

※3 HCV核酸增幅検査は、HCV抗体検査において「中力価」「低力価」となった場合に実施する。

※4 B型肝炎ウイルス検査の「陽性者数」、またはC型肝炎ウイルス検査の「陽性確定者数」に該当する者は原則、肝炎専門医療機関へ紹介状を発行すること。

B型またはC型肝炎ウイルスそれぞれにおいて、紹介状発行数を計上する。

(B型及びC型肝炎ウイルスが共に陽性であり、紹介状は1通発行した場合も、紹介状発行数は2件とする。)

B型陽性者数とC型確定陽性者数の総数が肝炎専門医療機関紹介状発行数となることが望ましい。

肝炎ウイルス検査結果報告書

別紙9

数字はすべて半角で入力し、表示形式が文字列にならないようにすること。

入力見本

【提出年月日：令和 年 月 日】

【検診機関名：】

受診月	受診者数 ※1	B型肝炎（抗原検査）		C型肝炎						陽性者のフォロー ※4			
		C型肝炎受診者数		(再掲) 抗体検査			(再掲) 核酸増幅検査 ※3			肝炎専門 医療機関 紹介状発行数	肝炎専門医療 機関以外へ 紹介状発行数	その他 受診拒否等	
		B型肝炎受診者数	陰性者数	陽性 確定者数 ※2	高力価	中力価	低力価	陰性	陽性				
7月分	A	B	C	D = a+イ a	b	c	ア	イ	あ	い	う		
8月分													
9月分	受診者は、B型肝炎検査とC型肝炎検査の両方を受ける場合と、片方だけを受ける場合があることから「受診者数=A+B=C+D」である必要はありません。実数をご記入ください。				合計数		「b+c = ア+イ」となることを確認してください。			「B+D = あ+い+う」となることを確認してください。			
10月分													
11月分													
12月分													
1月分													
2月分													
3月分													
合計													

※1 肝炎ウイルス検査を受けた者の実数

※2 陽性確定者とはHCV抗体検査の結果、「高力価」者と、「中力価」「低力価」の場合はHCV核酸増幅検査陽性者とする。

※3 HCV核酸増幅検査は、HCV抗体検査において「中力価」「低力価」となった場合に実施する。

※4 B型肝炎ウイルス検査の「陽性者数」、またはC型肝炎ウイルス検査の「陽性確定者数」に該当する者は原則、肝炎専門医療機関へ紹介状を発行すること。

B型またはC型肝炎ウイルスそれぞれにおいて、紹介状発行数を計上する。

(B型及びC型肝炎ウイルスが共に陽性であり、紹介状は1通発行した場合も、紹介状発行数は2件とする。)

B型陽性者数とC型確定陽性者数の総数が肝炎専門医療機関紹介状発行数となることが望ましい。

令和 年 月 日

実施機関名

実施機関所在地

代表者氏名

印

連絡先

令和6年度がん検診運営体制報告書

	氏名	担当部署名	連絡先及びメールアドレス
主担当者	フリガナ		連絡先 () — E-mail
副担当者	フリガナ		連絡先 () — E-mail

令和 年 月 日

実施機関名

実施機関所在地

代表者氏名

(印)

連絡先

令和6年度がん検診精度管理実施状況報告書

各がん検診のためのチェックリストの回答に係る留意事項等について

(1) 国が示すチェックリストの検診実施方法と、当共済組合のがん検診の実施方法にはいくつか相違点がありますので、相違点については次のように解釈いただき、ご回答ください。
また、相違点に係る項目の一部を回答不要としております。各項目に「回答不要」と記載がある場合は、ご回答いただかなくて結構です。

ア 「市区町村」「自治体」とあるものは、「当共済組合」と読み替えてください。

イ 「仕様書」とあるものは、「貴実施機関の検診処理手順を明らかにしたもの（マニュアル等）」と読み替えてください。

ウ 「システムとしての精度管理」に係るチェックリストのうち、受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告についての設問は、受診者への結果の通知・説明についてのみご回答ください。

エ 「システムとしての精度管理」に係るチェックリストのうち、がん検診の結果及びそれに関わる情報についての設問は、「地域保健・健康増進事業報告」を「当共済組合への事業報告」と読み替えてください。

(2) 各チェックリストの項目について、外部委託等で実施し、貴実施機関単独での実施をしていない場合は、委託先の状況をご確認のうえ、ご回答ください。

胃がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)

1 受診者への説明

- (1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しているか はい いいえ
- (2) 精密検査の方法について説明しているか(胃部エックス線検査の精密検査としては胃内視鏡検査を行うこと、及び胃内視鏡検査の概要など。胃内視鏡検査の精密検査としては生検または胃内視鏡検査の再検査を行うこと、及び生検の概要など) はい いいえ
- (3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しているか※
※ 精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供できる(個人情報保護法の例外事項として認められている) はい いいえ
- (4) 検診の有効性(胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しているか はい いいえ
- (5) 検診受診の継続(隔年※)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しているか
※ ただし当分の間、胃部エックス線検査については、年1回受診しても差し支えない はい いいえ
- (6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しているか はい いいえ

2 問診、胃部エックス線撮影、胃内視鏡検査の精度管理

- (1) 検診項目は、問診に加え、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれか※としているか
※ 受診者に、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかを選択させること 回答不要
- (2) 問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しているか はい いいえ
- (3) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか はい いいえ
- (4) 胃部エックス線撮影の機器の種類を仕様書※で明らかにし、日本消化器がん検診学会の定める仕様基準注1を満たしているか
※ 仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい) はい いいえ
- (5) 胃部エックス線撮影の枚数は最低8枚とし、仕様書にも撮影枚数を明記しているか はい いいえ
- (6) 胃部エックス線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式注1によるものとし、仕様書に体位及び方法を明記しているか はい いいえ
- (7) 胃部エックス線撮影において、造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150mlとする)保つとともに、副作用等の事故に注意しているか はい いいえ
- (8) 胃部エックス線撮影に携わる技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得しているか※
※ 撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く はい いいえ
- (9) 自治体や医師会等から求められた場合、胃部エックス線撮影に携わる技師の全数と日本消化器がん検診学会認定技師数を報告しているか※
※ 撮影技師が不在で、医師が撮影している場合は報告不要である はい いいえ
- (10) 胃内視鏡検査の機器や医師・技師の条件は、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル注2を参考にし、仕様書に明記しているか はい いいえ

胃がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)

3 胃部エックス線読影の精度管理

- | | |
|---|--|
| (1) 自治体や医師会等から求められた場合、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数を報告しているか | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| (2) 読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医であるか | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| (3) 必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影しているか | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| (4) 胃部エックス線画像は少なくとも5年間は保存しているか | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| (5) 胃部エックス線による検診結果は少なくとも5年間は保存しているか | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |

4 胃内視鏡画像の読影の精度管理

- | | |
|--|--|
| (1) 胃内視鏡画像の読影に当たっては、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル注2を参考に行っているか | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| (2) 胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織が設置する読影委員会により、ダブルチェック※を行っているか
※ ダブルチェックとは、内視鏡検査医以外の読影委員会のメンバーが内視鏡画像のチェックを行うことである。ただし、専門医※※が複数勤務する医療機関で検診を行う場合には、施設内での相互チェックをダブルチェックの代替方法とすることができる注2
※※ 専門医の条件(資格)は下記(3)参照 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| (3) 読影委員会のメンバーは、日本消化器がん検診学会認定医、あるいは日本消化器内視鏡学会専門医の資格を取得しているか | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| (4) 胃内視鏡画像は少なくとも5年間は保存しているか | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| (5) 胃内視鏡検査による検診結果は少なくとも5年間は保存しているか | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |

5 システムとしての精度管理

- | | |
|---|--|
| (1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされているか
(受診者への結果通知・説明に対してのみ、ご回答ください。) | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| (2) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しているか
※「がん検診の結果及びそれに関わる情報」とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| (3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めているか
※ 精密検査(治療)結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| (4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会※(自施設以外の胃がん専門家※※を交えた会)を設置しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しているか
※ 胃内視鏡では、胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織を指す。
※※ 当該検診機関に雇用されていない胃がん検診専門家 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| (5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握※しているか
※ 冒頭の解説のとおり、検診機関が単独で算出できない指標値については、自治体等と連携して把握すること。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可である | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |

胃がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)

- (6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか。また、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めているか
- はい いいえ

注1 胃部エックス線撮影法及び撮影機器の基準は、日本消化器がん検診学会発行「新・胃X 線撮影法ガイドライン改訂版(2011)」を参照

注2 日本消化器がん検診学会発行「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル2015 年度版」を参照

大腸がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)

1 受診者への説明

- (1) 便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること(便潜血検査の再検は不適切であること)を説明しているか はい いいえ
- (2) 精密検査の方法について説明しているか(検査の概要や、精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること) はい いいえ
- (3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しているか※
※ 精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供できる(個人情報保護法の例外事項として認められている) はい いいえ
- (4) 検診の有効性(便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくともがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しているか はい いいえ
- (5) 検診受診の継続(毎年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しているか はい いいえ
- (6) 大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しているか はい いいえ

2 検査の精度管理

- (1) 検査は、免疫便潜血検査2日法を行っているか はい いいえ
- (2) 便潜血検査キットのキット名、測定方法(用手法もしくは自動分析装置法)、カットオフ値(定性法の場合は検出感度)を仕様書※にすべて明記しているか
※ 仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい) はい いいえ
- (3) 大腸がん検診マニュアル(2021年改訂版日本消化器がん検診学会刊行)に記載された方法に準拠して行っているか※
※ 測定原理により様々な検査キットがあり、判定は機械による自動判定の他に目視判定がある 検査キットの使用期限を守ると共に、日々、機器及び測定系の精度管理に務めなければならない はい いいえ

3 検体の取り扱い

- (1) 採便方法についてチラシやリーフレット(採便キットの説明書など)を用いて受診者に説明しているか はい いいえ
- (2) 採便後即日(2日目)回収を原則としているか(離島や遠隔地は例外とする) はい いいえ
- (3) 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しているか はい いいえ
- (4) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しているか はい いいえ
- (5) 検査施設では検体を受領後冷蔵保存しているか はい いいえ
- (6) 検体回収後原則として24時間以内に測定しているか(検査機器の不調、検査提出数が想定以上に多かった場合を除く) はい いいえ
- (7) 検診結果は少なくとも5年間は保存しているか はい いいえ

大腸がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)

4 システムとしての精度管理

- (1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内になされているか はい いいえ
(受診者への結果通知・説明に対してのみ、ご回答ください。)
- (2) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しているか。もしくは全て報告されていることを確認しているか はい いいえ
※「がん検診の結果及びそれに関わる情報」とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す
- (3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※(内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めているか はい いいえ
※ 精密検査(治療)結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す
- (4) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握※しているか はい いいえ
※ 冒頭の解説のとおり、検診機関が単独で算出できない指標値については、自治体等と連携して把握すること。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可である
- (5) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか。また、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めているか はい いいえ

肺がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)

1 受診者への説明

- (1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること(喀痰細胞診で要精密検査となった場合は、喀痰細胞診の再検は不適切であることなど)を明確に説明しているか はい いいえ
- (2) 精密検査の方法について説明しているか(精密検査はCT検査や気管支鏡検査により行うこと、及びこれらの検査の概要など) はい いいえ
- (3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しているか※
※ 精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供できる(個人情報保護法の例外事項として認められている) はい いいえ
- (4) 検診の有効性(胸部エックス線検査及び喫煙者への喀痰細胞診による肺がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つかるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しているか はい いいえ
- (5) 検診受診の継続(毎年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しているか はい いいえ
- (6) 肺がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しているか はい いいえ
- (7) 禁煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識の啓発普及を行っているか はい いいえ

2 質問(問診)、及び撮影の精度管理

- (1) 検診項目は、質問(医師が自ら対面で行う場合は問診)、胸部エックス線検査、及び質問の結果、50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)が600以上だった者(過去における喫煙者を含む)への喀痰細胞診としているか※
※ 質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることもって代えることができる。また、加熱式タバコについては、「カートリッジの本数」を「喫煙本数」と読み替える はい いいえ
- (2) 質問(問診)では喫煙歴、妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取しているか。また最近6か月以内の血痰など自覚症状のある場合には、検診ではなくすみやかに専門機関を受診し、精査を行うように勧めているか はい いいえ
- (3) 質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存しているか はい いいえ
- (4) 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影、すなわち、放射線科医、呼吸器内科医、呼吸器外科医のいずれかによる胸部エックス線の画質の評価と、それに基づく指導を行っているか注1 はい いいえ
- (5) 撮影機器の種類(直接・間接撮影、デジタル方式※、フィルムサイズ、モニタ読影の有無を仕様書※※に明記し、日本肺癌学会が定める、肺がん検診として適切な撮影機器・撮影方法で撮影しているか注2
※ デジタル撮影の場合、日本肺癌学会が定める画像処理法を用いること注2
※※ 仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい) はい いいえ
- (6) 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備とともに、機器の日常点検等の管理体制を整備しているか はい いいえ
- (7) 集団検診を実施する検診機関は、1日あたりの実施可能人数を仕様書等に明記しているか※
※ 個別検診では不要 回答不要

肺がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)

- (8) 事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師、及び緊急時や必要時に応する医師などを明示した計画書を作成し、市区町村に提出しているか※
※ 個別検診では不要。また集団検診においても、医師立ち合いの下で撮影している場合や、医師が撮影している場合は不要
- (9) 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備しているか※
※ 個別検診では不要。また集団検診においても、医師立ち合いの下で撮影している場合や、医師が撮影している場合は不要
- (10) 胸部エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備しているか※
※ 個別検診では不要。また集団検診においても、医師立ち合いの下で撮影している場合や、医師が撮影している場合は不要
- (11) 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保しているか※
※ 個別検診では不要。また集団検診においても、医師立ち合いの下で撮影している場合や、医師が撮影している場合は不要

3 胸部エックス線読影の精度管理

- (1) 自治体や医師会から求められた場合、読影医の実態(読影医の氏名、生年、所属機関名、専門とする診療科目、呼吸器内科・呼吸器外科・放射線科医師の場合には専門科医としての経験年数、肺がん検診に従事した年数、「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会注3」の受講の有無等)を報告しているか
 はい いいえ
- (2) 読影は二重読影を行い、読影に従事する医師は下記の要件※を満たしているか
※ 読影医の要件
・第一読影医: 検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会注3」に年1回以上参加していること
・第二読影医: 下記の1)、2)のいずれかを満たすこと
1) 3年間以上の肺がん検診読影経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会注3」に年1回以上参加している
2) 5年間以上の呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医のいずれかとしての経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会注3」に年1回以上参加している
 はい いいえ
- (3) 2名の読影医のうちどちらかが「要比較読影」としたもの※は、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影しているか
※ 二重読影の結果、「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」の「d」「e」に該当するもの
 はい いいえ
- (4) 比較読影の方法は、「読影委員会等を設置して読影する(あるいは読影委員会等に委託する)」、「二重読影を行った医師がそれぞれ読影する」、「二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が読影する」のいずれかにより行っているか
 はい いいえ
- (5) シャウカステン・読影用モニタなどの機器に関しては、日本肺癌学会が定めた基準等に従っているか注2
 はい いいえ
- (6) 読影結果の判定は「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」によって行っているか
※ 地域保健・健康増進事業報告の要精査者はE判定のみである。
 はい いいえ
- (7) 胸部エックス線画像は少なくとも5年間は保存しているか
 はい いいえ
- (8) 胸部エックス線検査による検診結果は少なくとも5年間は保存しているか
 はい いいえ

肺がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)

4 喀痰細胞診の精度管理

- (1) 細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関(施設名)を仕様書等※に明記しているか
※ 仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい はい いいえ
- (2) 採取した喀痰は、2枚以上のスライドに塗沫し、湿固定の上、パノペニコロウ染色を行っているか はい いいえ
- (3) 固定標本の顕微鏡検査は、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行っているか注4 はい いいえ
- (4) 同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングしているか はい いいえ
- (5) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行っているか※
※ がん発見例については必ず見直すこと。また、がん発見例が無い場合でも、少なくとも見直す体制を有すること はい いいえ
- (6) 標本は少なくとも5年間は保存しているか はい いいえ
- (7) 喀痰細胞診検査結果は少なくとも5年間は保存しているか はい いいえ

5 システムとしての精度管理

- (1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされているか
(受診者への結果通知・説明に対してのみ、ご回答ください。) はい いいえ
- (2) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しているか
※「がん検診の結果及びそれに関わる情報」とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す はい いいえ
- (3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※(診断、治療方法、手術所見、病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めているか
※ 精密検査(治療)結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す はい いいえ
- (4) 検診に従事する医師の胸部画像読影力向上のために「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会注3」を年に1回以上開催しているか。もしくは、他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会注3を年に1回以上受講させているか はい いいえ
- (5) 内部精度管理として、検診実施体制や検診結果の把握・集計・分析のための委員会(自施設以外の専門家※を交えた会)を年に1回以上開催しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した同様の委員会に年に1回以上参加しているか
※ 当該検診機関に雇用されていないがん検診の専門家や肺がん診療の専門家など はい いいえ
- (6) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握※しているか
※ 冒頭の解説のとおり、検診機関が単独で算出できない指標値については、自治体等と連携して把握すること。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可である はい いいえ
- (7) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか。また、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めているか はい いいえ

肺がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)

注1 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影:日本肺癌学会編集、肺癌取扱い規約 改訂第8版(肺がん検診の手引き2020年改訂版)より

背腹一方向撮影を原則とする。適格な胸部エックス線写真とは、肺尖、肺野外側縁、横隔膜、肋骨横隔膜角などを含むように正しく位置づけされ、適度な濃度とコントラストおよび良好な鮮銳度をもち、中心陰影に重なった気管、主気管支の透亮像ならびに心陰影及び横隔膜に重なった肺血管が観察できるもの

注2 日本肺癌学会編集、肺癌取扱い規約 改訂第8版(肺がん検診の手引き2020年改訂版)より

- 1: 間接撮影の場合は、100mmミラーカメラと、定格出力150kV以上の撮影装置を用いて120kV以上の管電圧により撮影する。やむを得ず定格出力125kVの撮影装置を用いる場合は、110kV以上の管電圧による撮影を行い縦隔部の感度を肺野部に対して高めるため、希土類(グラデーション型)蛍光板を用いる。定格出力125kV未満の撮影装置は用いない
- 2: 直接撮影(スクリーン・フィルム系)の場合は、被検者—管球間距離を150cm以上とし、定格出力150kV以上の撮影装置を用い、120kV以上の管電圧及び希土類システム(希土類増感紙+オルソタイプフィルム)による撮影がよい。やむを得ず100~120kVの管電圧で撮影する場合も、被曝軽減のために希土類システム(希土類増感紙+オルソタイプフィルム)を用いる
- 3: 直接撮影(デジタル画像)の場合は、X線検出器として、輝尽性蛍光体を塗布したイメージングプレート(IP)を用いたCRシステム、平面検出器(FPD)もしくは固体半導体(CCD、CMOSなど)を用いたDRシステムのいずれかを使用する。管球検出器間距離(撮影距離)150cm以上、X線管電圧120~140kV、撮影mAs値4mAs程度以下、入射表面線量0.3mGy以下、グリッド比8:1以上、の条件下で撮影されることが望ましい。
- 4: 撮影機器、画像処理、読影用モニタの条件については、下記のサイト(日本肺癌学会ホームページ、肺がん検診について)に掲載された最新情報を参照すること
https://www.haigan.gr.jp/modules/lcscr/index.php?content_id=1

注3 下記講習会の具体的な内容は、日本肺癌学会ホームページ(肺がん検診について)を参照すること

https://www.haigan.gr.jp/modules/lcscr/index.php?content_id=1
「肺癌取扱い規約 第8版 肺がん検診の手引き改訂について」、「肺癌取扱い規約第8版「肺がん検診の手引き」改訂に関するQ&A」
・「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」
・「他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会」

注4 咳痰の処理法・染色法:

公益社団法人日本臨床細胞診学会、細胞検査士会編集「細胞診標本作製マニュアル」参照

http://www.intercyto.com/lecture/manual/resp_manual.pdf

細胞診判定:

肺癌取扱い規約、日本肺癌学会ホームページ(肺がん検診について)参照

「肺癌検診における喀痰細胞診の判定区分別標準的細胞」

https://www.haigan.gr.jp/modules/lcscr/index.php?content_id=1

乳がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)

1 受診者への説明

- (1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しているか はい いいえ
- (2) 精密検査の方法について説明しているか(精密検査はマンモグラフィの追加撮影や超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検等により行うこと、及びこれらの検査の概要など) はい いいえ
- (3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しているか※
※ 精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供できる(個人情報保護法の例外事項として認められている) はい いいえ
- (4) 検診の有効性(マンモグラフィ検診には死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つかるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しているか はい いいえ
- (5) 検診受診の継続(隔年)が重要であること、、ブレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)、症状がある場合は速やかに医療機関を受診することの重要性について説明しているか。 はい いいえ
- (6) 乳がんがわが国の女性におけるがん死亡の上位に位置することを説明しているか はい いいえ

2 問診及び撮影の精度管理

- (1) 検診項目は、質問(医師が自ら行う場合は問診)及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)としているか※
※ 視触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること はい いいえ
- (2) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか はい いいえ
- (3) 質問(問診)では現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項を必ず聴取し、かつ既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況、マンモグラフィの実施可否に係る事項等を聴取しているか※
※ 質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。 はい いいえ
- (4) マンモグラフィに係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備しているか はい いいえ
- (5) 乳房エックス線装置の種類を仕様書※に明記し、日本医学放射線学会の定める仕様基準注1を満たしているか
※ 仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい) はい いいえ
- (6) 両側乳房について内外斜位方向撮影を行っているか。また40歳以上50歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の2方向を撮影しているか はい いいえ
- (7) 乳房エックス線撮影における線量及び写真またはモニタの画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の行う施設画像評価を受け、AまたはBの評価を受けているか はい いいえ
- (8) 撮影を行う診療放射線撮影技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会注2を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けているか※ 上記の評価試験で、CまたはD評価、講習会未受講の場合は至急改善すること はい いいえ

乳がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)

(9) 事前に乳房エックス線撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に応する医師などを明示した計画書を作成し、市区町村に提出しているか はい いいえ

(10) 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備しているか はい いいえ

(11) 乳房エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備しているか はい いいえ

(12) 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保しているか はい いいえ

3 乳房エックス線読影の精度管理

(1) 読影は二重読影を行い、読影に従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会注2を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けているか はい いいえ

(2) 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影しているか はい いいえ

(3) 乳房エックス線画像は少なくとも5年間は保存しているか はい いいえ

(4) 質問(問診)結果は少なくとも5年間は保存しているか はい いいえ

4 システムとしての精度管理

(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされているか はい いいえ
(受診者への結果通知・説明に対してのみ、ご回答ください。)

(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しているか
※「がん検診の結果及びそれに関わる情報」とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す

(3) 精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期※について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めているか
※「精密検査結果及び最終病理結果・病期」は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す

(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外の乳がん専門家※を交えた会)を設置しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しているか
※ 当該検診機関に雇用されていない乳がん検診専門家

(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握※しているか
※ 冒頭の解説のとおり、検診機関が単独で算出できない指標値については、自治体等と連携して把握すること。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可である

(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか。また、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めているか はい いいえ

注1 肺乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準:マンモグラフィによる乳がん検診の手引き第7版、マンモグラフィガイドライン第4版増補版参照

注2 乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会
基本講習プログラムに準じた講習会とは、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の教育・研修委員会の行う講習会等を指す
なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班、及び日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む

子宮頸がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)

1 受診者への説明

- (1) 検査結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分で報告されることを説明し、要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しているか はい いいえ
- (2) 精密検査の方法について説明しているか(精密検査としては、検査結果に基づいてコルポスコープ下の組織診や細胞診、HPV検査などを組み合わせたものを実施すること、及びこれらの検査の概要など) はい いいえ
- (3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しているか※
※ 精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供できる(個人情報保護法の例外事項として認められている) はい いいえ
- (4) 検診の有効性(細胞診による子宮頸がん検診は、子宮頸がんの死亡率・罹患率を減少させること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しているか はい いいえ
- (5) 子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多く(2011年、5位)、また近年増加傾向にあることなどを説明しているか はい いいえ
- (6) 検診受診の継続(隔年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しているか はい いいえ

2 検診機関での精度管理

- (1) 検査項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診を行っているか はい いいえ
- (2) 細胞診の方法(従来法/液状検体法、採取器具)を仕様書※に明記しているか
※ 仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい) はい いいえ
- (3) 細胞診は、直視下に子宮頸部及び膣部表面の全面擦過により細胞を採取し注1、迅速に処理※しているか
※ 採取した細胞は直ちにスライドグラスに塗抹して速やかに固定すること。または、直ちに液状化検体細胞診用の保存液ボトル内に攪拌懸濁し固定すること はい いいえ
- (4) 細胞診の業務(細胞診の判定も含む)を外部に委託する場合は、その委託機関(施設名)を仕様書に明記しているか はい いいえ
- (5) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行っているか※
※ 不適正例があった場合は必ず再度検体採取を行うこと。また不適正例が無い場合でも、再度検体採取を行う体制を有すること はい いいえ
- (6) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じているか※
※ 不適正例があった場合は必ず原因を検討し対策を講じること。また不適正例が無い場合でも、対策を講じる体制を有すること はい いいえ
- (7) 検診結果は少なくとも5年間は保存しているか はい いいえ

子宮頸がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)

- (8) 問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取しているか はい いいえ
- (9) 問診の上、症状(体がんの症状を含む)のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行っているか はい いいえ
- (10) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか はい いいえ
- (11) 視診は腔鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察しているか はい いいえ

3 細胞診判定施設での精度管理

- (1) 細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受けているか。もしくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行っているか注2 はい いいえ
- (2) 細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について再スクリーニングを行い注2、再スクリーニング施行率を報告しているか※
※ 自治体、医師会等から再スクリーニング施行率の報告を求められた場合に報告できればよい。また公益社団法人日本臨床細胞診学会の認定施設においては、再スクリーニング施行率を学会に報告すること はい いいえ
- (3) 細胞診結果の報告には、ベセダシステム注3を用いているか はい いいえ
- (4) 全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記しているか※
※ 必ず全ての標本について実施すること。一部でも実施しない場合は不適切である はい いいえ
- (5) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行っているか※
※ がん発見例については必ず見直すこと。また、がん発見例が無い場合でも、少なくとも見直す体制を有すること はい いいえ
- (6) 標本は少なくとも5年間は保存しているか はい いいえ

4 システムとしての精度管理

- (1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされているか
(受診者への結果通知・説明に対してのみ、ご回答ください。) はい いいえ
- (2) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しているか。もしくは全て報告されていることを確認しているか
※「がん検診の結果及びそれに関わる情報とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す
- (3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※(精密検査の際に行った組織診やコルポ診、細胞診、HPV検査の結果などや、手術によって判明した組織診断や臨床進行期のこと)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めているか
※ 精密検査(治療)結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す はい いいえ
- (4) 診断・判定の精度向上のための症例検討会や委員会(自施設以外の子宮頸がん専門家あるいは細胞診専門医※を交えた会)等を設置しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した症例検討会や委員会等に参加しているか
※ 当該検診機関に雇用されていない子宮頸がん検診専門家あるいは細胞診専門医 はい いいえ

子宮頸がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)

- (5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握※しているか はい いいえ
※ 冒頭の解説のとおり、検診機関が単独で算出できない指標値については、自治体等と連携して把握すること。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可である
- (6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか。また、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めているか はい いいえ

注1 一般社団法人 日本婦人科がん検診学会 子宮頸部細胞採取の手引き参照

注2 公益社団法人日本臨床細胞学会 細胞診精度管理ガイドライン参照

注3 ベセスダシステムによる分類:The Bethesda System for Reporting Cervical Cytology second edition及びベセスダシステム2001アトラス 参照

令和6年度 がん検診 実施報告書

別紙12

	受診日	記号	番号	氏名（カナ）	生年月日	性別	検診機関名	受診内訳													当初受診日	
								受診種別							検診セット内 受診種別							
								男性がん 検診セット 【49歳以下】	男性がん 検診セット 【50歳以上】	女性がん 検診セット	セットなし	肝炎	腹部超音波 検査	喀痰細 胞診	HCV核 酸増幅 検査	胃 (エックス 線)	胃 (内視 鏡)	肺	大腸	子宮頸	乳マンモ	乳エコー
入力例	20240702	1	1234567	キヨサイ ハナコ	19860705	2																
入力例	20240703	1	1111111	キヨサイ 仔吻	19800101	1																
形式等	yyyyymmdd		数値・半角	半角	yyyyymmdd	半角																
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13	受診日、生年月日は、8桁の半角数字（yyyyymmdd 形式）で入力してください。 なお、受診日について、胃内視検査受診日とその 他の検診受診日が同一月内で異なる場合は、早い 方の日付を入力してください。																					
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22																						
23																						
24																						
25																						
26																						
27																						
28																						
29																						
30																						

受診したものに「1」を半角入力してください。

検診セットを受診した場合は、受診したものに「1」を入力してください。

(留意事項)

- 「胃（内視鏡）」に「1」を入力する場合は、対象かどうか年齢を確認すること
- 「胃(エックス線)」と「胃（内視鏡）」と両方に「1」は入力不可
- 「乳マンモ」と「乳エコー」を入力する場合は、対象かどうか年齢を確認すること
- 「乳マンモ」と「乳エコー」と両方に「1」は入力不可
- 「前立腺」に「1」を入力する場合は、対象かどうか年齢を確認すること
- 39歳以下の女性でマンモグラフィを自費で受診した場合は報告は不要です。

受診日、生年月日は、8桁の半角数字（yyyyymmdd
形式）で入力してください。
なお、受診日について、胃内視検査受診日とその
他の検診受診日が同一月内で異なる場合は、早い
方の日付を入力してください。

入力例、形式等のとおり入力してください。
 → 番号は数値形式（半角）
 氏名はカナ氏名（半角）

後日受診分の報告の際に、
当初の受診日を入力してく
ださい。

必要に応じて、行を追加してください。

令和6年度 がん検診 受診予定者リスト（追加申込）

別紙13

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、大阪市職員共済組合事務局次長へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに大阪市職員共済組合事務局次長へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく発注者に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、発注者が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市職員共済組合庶務係（連絡先：06-6208-7541）に報告しなければならない。

大阪市職員共済組合の個人情報保護に係る取扱注意事項

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

- 第1条 大阪市職員共済組合（以下「発注者」という。）とこの契約を締結するもの（以下「受注者」という。）は、この契約の履行にあたって、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条1項に定める個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に定める特定個人情報をいうが、個人は生存するものに限らない。以下同じ。）及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、発注者の組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係法令、並びに大阪市職員共済組合個人情報保護規程（以下「保護規程」という。）の趣旨を踏まえ、発注者ないしは受注者の事業分野に関する関係法令、発注者ないしは受注者の事業分野を所管する主務大臣等が策定する指針・ガイドライン及び大阪市職員共済組合の個人情報に係る取扱注意事項（以下「注意事項」という。）の各条項を遵守し、その漏えい、滅失又はき損等の防止、その他個人情報等の保護のために必要かつ適切な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人に個人情報等を取り扱わせるに当たっては、在職中及び退職後において、その業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと、及びこの契約の目的以外に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、前項の義務を遵守させるための措置を講じるとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報等の管理業務)

- 第2条 受注者は、以下の個人情報等（以下「本件個人情報等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、発注者の事前の書面による承諾なしに他に開示または漏らしてはならない。この契約が終了した後（契約解除の場合を含む。以下の条項についても同じ。）においても同様とする。

- ① 発注者から提供された個人情報等
 - ② この契約の履行にあたって受注者が取得した個人情報等
 - ③ この契約の目的物の作成のために受注者の保有する個人情報等
- 2 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び契約目的物の作成のために受注者の保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべて個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況等を記録するなど適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、前項の記録媒体等を施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等、適正に管理しなければならない。
- 4 受注者は、本件個人情報等へのアクセスを委託業務の履行に必要最小限の従業員に限って認めるものとする。受注者は、アクセス権限を有しない者が、当該本件個人情報等へアクセスできないよう適切な措置を講じる。

- 5 受注者は、本件個人情報等及び第2項の記録媒体等について、第1項の記録媒体等について、発注者の指示に従い廃棄・消去又は返還等を完了した際には、その旨を文書により発注者に報告するなど、適切な対応をとらなければならない。
- 6 受注者は、委託業務の履行にあたり取り扱う個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、作業場所、作業監督責任者、バックアップデータの管理方法・保管期間、個人情報等の移送・通信方法、消去・廃棄手続などの取扱状況を発注者に報告するものとする。受注者は、業務委託契約の有効期間中、発注者の求めがあるときは、発注者に個人情報等の取扱状況を報告するものとし、さらに受注者は、個人情報等の取扱状況について重大な変更を行った場合には、その都度遅滞なく発注者に報告するものとする。
- 7 第1項及び第2項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況が適切であると認めるまで委託作業を中止させることができる。

(再委託の禁止)

- 第3条 受注者は、個人情報等の内容を伴う委託業務の処理を第三者に委託（以下「再委託」という。）し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の文書による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、前項ただし書きに基づき再委託する場合、受注者の責任において、個人情報等の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対し、注意事項の各条項を遵守さるとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
 - 3 再委託先が、個人情報等を漏洩するなど注意事項の各条項に違反した場合には、受注者が注意事項に違反したものとして、発注者に対して責任を負うものとする。

(目的外使用の禁止)

- 第4条 受注者は、本件個人情報等、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を、委託業務の履行の目的のみに利用し、他の用途に使用してはならない。

(外部持出しの禁止)

- 第5条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等の外部持ち出しを禁止する。

(複写複製の禁止)

- 第6条 受注者は、業務を行うための本件個人情報等、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写、複製、加工または改竄してはならない。ただし、発注者より文書による事前の同意を得た場合はこの限りではない。
- 2 前項ただし書きに基づき作成された複写複製物の管理については、第2条を準用する。

(事故発生時における報告義務)

- 第7条 受注者は、この契約に係る個人情報等に漏洩等の事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。また、受注者は、自己の費用をもって、直ちに当該指示に従った対応を行う。
- 2 受注者は、速やかに応急措置を加え、遅滞なく書面による詳細な報告及び対応策を発注

者に提示する。当該対応策のための費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、発注者が当該書面その他の報告内容を公表し、または影響を受ける可能性のある本人、発注者の事業を所管する主務大臣その他の関係者に報告することを、予め承諾する。

4 本人からの苦情または損害賠償請求その他の請求を受けた場合には、受注者は、発注者の事前の書面による承諾を得た上で、その責任と費用負担でこれに対応するものとする。

(個人情報等の保護状況に係る立入検査の実施)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者及び再委託先の個人情報等の保護状況について報告書その他の資料の提出を求めることができ、また、受注者及び再委託先に立入検査を実施することができる。

2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の立入検査の結果、受注者または再委託先の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者及び再委託先が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

(委託業務完了時の義務)

第9条 受注者は、この契約に基づく委託業務が完了したとき、この契約が終了したとき、もしくは委託業務の完了前やこの契約の終了前であっても以後保持する必要が無くなったときは、ただちに委託業務に関連して取得した本件個人情報等の記録媒体及び記録媒体等（写し又は複製物を含む。）を発注者の指示に従い廃棄・消去又は返還等するものとする。

(契約解除措置及び損害賠償の請求)

第10条 発注者は、受注者が注意事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

2 前項に基づくこの契約の解除、又は受注者の注意事項の違反に伴い、発注者に損害が生じた場合は、発注者は受注者に対してその損害賠償（合理的な調査費用及び弁護士費用を含む。）を請求することができる。

3 前項の損害賠償の請求規定は、この契約終了後も同様とする。

(存続)

第11条 注意条項は、この契約が効力を失った後も引き続き効力を有するものとする。